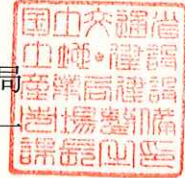


国土建労第1625号
平成31年2月15日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

外国人材受入れ制度の見直しについて (通知)

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一



平素より、国土交通行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年の臨時国会において、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下、改正法という。）が成立し、本年4月より外国人材を受け入れる新たな制度が施行されることとなりました。建設業においても、昨年12月25日に決定された「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等に基づき、新たな在留資格（特定技能）での外国人技能者の受入れを開始することとなります。

建設分野においては、現在、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業で約5万人の外国人技能者を受入れ、日本の建設現場で活躍頂いているところですが、一方で、建設企業が受入れた外国人技能者についての失踪や、建設現場での外国人の不法就労が多く発生していること等の課題が指摘されています。

こうした課題については、新たな在留資格（特定技能）の創設が国会で議論された際にも度々指摘されており、改正法には、技能実習生について保護を適切に行い、失踪者の減少に努める等の必要な措置をとること等を求める附帯決議が盛り込まれました。

国土交通省としては、建設業における外国人の受入れに係る実態を踏まえ、新たな在留資格（特定技能）において、外国人に対する適正な処遇の確保や監理の仕組みを建設分野独自の措置として設けるとともに、改正法の附帯決議に基づき、建設分野における技能実習生及び外国人建設就労者の受入れについても、従来の基準に加え、外国人技能者の適正な処遇が図られるよう所要の基準を追加することを検討しております。（別添参照）

なお、特定技能に係る基準の制定については平成31年1月28日付けでパブリックコメントを開始しており、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業に係る基準の改正については、今月下旬よりパブリックコメントを開始する予定としておりますので、情報提供をさせていただきます。

※技能実習生及び外国人建設就労者の受入れに係る追加的な基準は、本年7月1日以降の技能実習計画の認定申請又は適正監理計画の新規・変更申請より適用予定。

【参考】

○衆議院法務委員会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

○参議院法務委員会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。